

民間完結型の6級海技士（航海）養成課程の創設について

1 概要

民間で完結する6級海技士（航海）養成課程導入の要望があったことを踏まえ、今般、当該養成課程の卒業生に対する海技試験受験に係る乗船履歴の特例を新設する等の所要の措置を講じ、民間完結型の6級海技士（航海）養成課程の創設を可能とする。

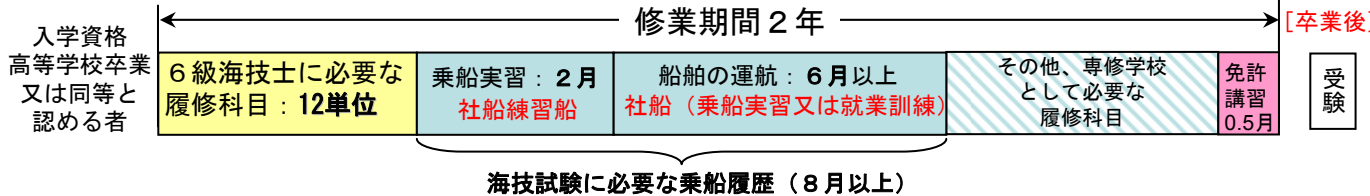
なお、（財）尾道海技学院が当該養成課程の創設を予定している。

【参考】交通政策審議会海事分科会ヒューマンインフラ部会答申（別紙）

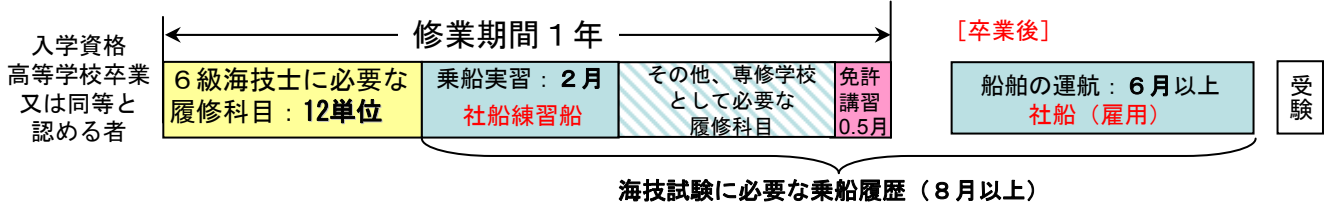
2 （財）尾道海技学院が創設を予定している養成課程の概要

実施機関：日本海洋技術専門学校（（財）尾道海技学院が設置する学校教育法上の専修学校）

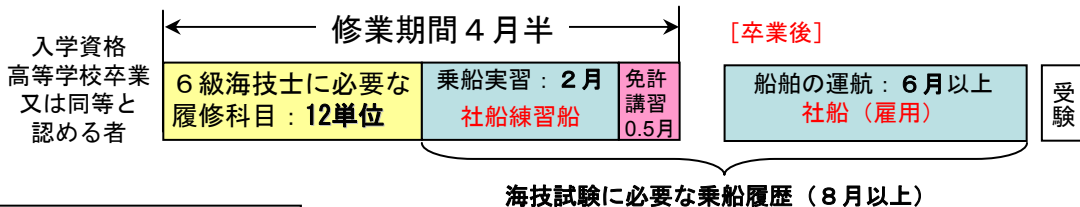
〔船員学科航海士資格専攻（2年制コース）〕



〔船員学科航海当直資格専攻（1年制コース）〕



〔船員学科短期航海当直資格別科（短期養成コース）〕



3 必要な措置

現在の6級海技士（航海）養成課程に関する規定が（独）海技教育機構において行うものに限っているため、次の改正が必要。

- ・ 民間完結型の6級海技士（航海）養成課程卒業生に対する海技試験受験に係る乗船履歴の特例を新設し、その乗船履歴を8月以上とする。・・・省令改正
- ・ 登録船舶職員養成施設の教育内容（修業期間、必要履修科目等）の基準に民間完結型の6級海技士（航海）養成課程に係る基準を新設する。・・・告示改正

4 今後の予定

省令及び告示 7月上旬 公布・施行

養成教育の開始 短期養成コース：本年9月1日
2年制コース及び1年制コース：平成22年4月1日

(参考)

交通政策審議会海事分科会

ヒューマンインフラ部会答申（平成19年12月）（抜粋）

第2章 優秀な日本人船員（海技者）の確保・育成のための具体的施策

(2) 船員を育てる

(略)

これまで優秀な日本人船員を育ててきた我が国の船員教育訓練システムについては、その長所を維持しつつ、海運業界が求める技術力の優れた人材の養成に向け、改革を行っていくことが強く求められている。（略）

(具体的施策の例)

- 一般大学、高校等卒業者の海技資格取得を可能にするシステム（現行：新3級、新6級）のさらなる拡充